

揭 載 資 料

1. Ombudsrat（諮問委員会）の中間報告（2005.6.29）

2005年1月1日に社会法典（SGB）第Ⅱ編（Ⅱ）の求職者基礎保障が施行された。この法律により長期失業者を再び職に就かせるための改革が始まった。『促進と要求』という掛け声の下、失業給付Ⅱの受給者で就労能力のあるすべてのドイツ国民に労働市場に再び参加するための支援が施されるようになった。

過半数の議員の支持により、これまで就労能力のある受給者が受け取っていた失業扶助と社会扶助給付は、新しい組織・内容の枠組みに置換えられた。新しい法規の実施に当たり求職者基礎保障給付の受給者は大きな変更を迫られている。これは行政の職員にとって大きな挑戦だ。

当然のことながらこの改革の実現には大きな期待が寄せられてはいるが、問題なく進むとも考えられない。事前に行政・組織上の弱点を取り除くために、ゲアハルト・シュレーダー連邦首相とヴォルフガング・クレメント連邦経済労働相の提案により2004年12月1日に『求職者基礎保障諮問会議』が設置された。

I. 諮問会議のメンバーと役割

求職者基礎保障諮問会議は独立した諮問委員会だ。メンバーにはクリスティーネ・ベルクマン元連邦家族相、クルト・ビーデンコプフ元ザクセン自由州首相、ヘルマン・ラッペ元化学・製紙・窯業労働組合委員長がいる。

諮問会議の役割は、社会法典第Ⅱ編（SGBⅡ）で定められた新しい組織・法規の導入をしっかりと見守り、弱点を見つけ、連邦経済労働相に同法の発展とその運用に関する提言をすることだ。これに関して、諮問会議は当事者の申告に基づく内容を評価し、新しい基礎保障の運営主体を現地に訪れて情報を得る。意見形成の過程では改革プロセスに関与しているすべての団体、役所、民間団体との定期会合を通じて調整が行われている。

具体的な問題解決や構造的改善に向けた諮問会議の提言の大部分はその際得られた認識に基づいている。提言の狙いは、この法規が透明性を持ち、適切かつ均衡の取れた運用が行われることである。

諮問会議の活動の中心にあるのは、個別案件の判断、地域の重点に対する配慮のほか、連邦教育促進法（BaföG）など行政を跨る政策分野における法整備などである。すなわち、社会法典第Ⅱ編の法規の中には、解決に他分野の法規に関する問題が浮上することもあったということだ。

3つの異なる組織モデル—認可自治体（optierende Kommunen）、協同組織（Arbeitsgemeinschaft）、自治体と雇用エージェンシーによる別々の作業に新しい求職者基礎保障を運営させるという、両院議員委員会で成立した妥協に諮問会議は距離を置いており、顧客の立場に立っているか、

またその有効性に関してとくに注目している。

諮問会議事務局は 6 人の職員で構成されている。仕事の重点は文書の作成、会合の準備、諮問会議の広報活動など。内容に関しては雇用エージェンシーや自治体の職員によるサポートを受けている。

電話による問合せには諮問会議広報部が応じている。特別な訓練を受けたスタッフが無料回線により求職者基礎保障導入に関する質問に応じている。

諮問会議の活動内容についてはマスコミ報道や当ホームページ www.ombudsrat.de を参照。

II. 社会法典第 II 編の運用

2005 年 1 月 1 日に施行された就労能力のある社会扶助受給者を対象とした失業扶助と社会扶助の—新しい求職者基礎保障への—統合は、2004 年に申請書を送る段階ですでに当事者のあいだで説明を求める声が大きくなった。

2004 年 12 月 1 日に活動を開始して以来、諮問会議には 8000 通近い手紙が寄せられ、諮問会議の無料の電話相談には 2 万 5000 件の問合せがあった。

手紙の多くは新法に対する自らの基本的姿勢を表明する内容だった。それと同時に多くの国民は諮問会議を社会法典第 II 編の運用に当たっての個人的経験や問題を伝える手段として利用していた。多くの団体や組織が諮問会議に新法の効果についての自らの認識を述べていた。

送られてきた書面によれば、諮問会議の任務は専門機関と議論し、解決策を探ることだと言っている。質問の多くは、素早い、一部法律以前の、時として非官僚的な解決が可能だった。後者に関しては、諮問会議が当事者や基礎保障の運営主体と直接会うことで事実の解明や適切な判断に貢献することができた。

諮問会議宛の書面の頻度・州・年齢構成・性別内訳は次のようになる

照会総数 7900 件

そのうち

ハルツ第IV法について一般	14.0 %
需要共同体	12.0 %
『58歳』規定	9.1 %
失業給付II決定通知	11.0 %
居住費	9.3 %
所得算入	3.8 %
基準額	3.3 %
年金算入	3.3 %
マイホーム	3.8 %
追加的収入	2.7 %
重度障害	1.6 %
疾病保険	1.7 %
子供に対する養育義務	1.5 %
資産算入	1.6 %

その他

21.3 %

(大学で学ぶ親、障害者、引越し費用、成人教育、子供手当の算入、情報保護、私会社(Ich-AG)、ホームレス、女性シェルター、就労機会、紹介クーポンなど)

州別

メクレンブルク・フォアポンメルン	4.9 %
テューリンゲン	9.8 %
ザクセン	24.0 %
ザクセン・アンハルト	10.0 %
ブランデンブルク	7.9 %
ベルリン	8.2 %
バイエルン	5.1 %
バーデン・ヴュルテンベルク	4.7 %
ブレーメン	0.5 %
ハンブルク	1.5 %
ヘッセン	3.4 %
ニーダーザクセン	4.0 %
ノルトライン・ヴェストファーレン	9.9 %
ラインラント・プファルツ	2.2 %
ザールランド	0.5 %
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	2.0 %
住所なし	1.4 %

年齢構成

25～50歳	21.7 %
50歳以上	17.0 %
不詳	61.0 %
25歳未満	0.3 %

性別

男性	49.0 %
女性	44.0 %
家族/ペア	7.0 %

提言

新法の直接の影響について述べた最初の中間報告のなかで諮問会議は次の提言を行った：

- 基本給付額

諮問会議は基本給付額の調整を勧告する。

東西で異なる基本給付月額（東部 331 ユーロ／西部 345 ユーロ）は、東部の方が可処分所得が低い、生活費が安い、消費者行動が異なるという理由では正当化できない。諮問会議はこれまで提出されたデータで納得することはできなかった。というのも顕著な購買力の格差は同じ東部の州同士でも見られ、東西だけを比較すれば偏った結果しか得られない。連邦はこれに関して平等の原則を堅持する義務がある。

- 所得算入（Einkommensanrechnung）／家賃部分

諮問会議は連邦教育促進法（BaföG）を社会法典第Ⅱ編に適合させることを勧める。

まだ両親の家に住んでいる BaföG 受給者は比較的金額の低い BaföG 給付を受け取っている。これらの生徒／学生はただで住めると考えられているようだ。これに対して、就労能力のある要支援者（失業給付Ⅱの受給者）が BaföG 請求権のある子供 1 人とアパートに住んでいる場合、居住費は当人の分だけしか支払われない。BaföG を受ける権利のある子供は自分の住居費を負担しなければならないという。

BaföG には、大学で学ぶ子供が両親の家に住んでいる場合、同法 13 条 2 項 1 番で定められている月額 44 ユーロの家賃補助の引き上げを可能にする規定はない。この矛盾を正すべきである。

- 擬似婚姻関係の世帯に住む子供

諮問会議は需要共同体（Bedarfgemeinschaft）に暮らす非実子に対する責任義務については柔軟な姿勢で臨む。このような場合、同会議としては疾病／介護保険の家族枠への受入れや税制面で適合など、相応の権利を認めることを勧める。

パートナーが需要共同体を構成している場合、未成年で非婚の非実子に対する擬似婚姻関係世帯のパートナーの所得は考慮される。

つまり、需要共同体構成員の所得は、この需要共同体のその他の構成員全員のために費やすということだ。すなわち、片方のパートナーの所得をもう片方のパートナーの子供にも使うということになる。

但し、非婚姻関係にある片方のパートナーの所得から、もう片方パートナーの子の生活費も支払うという状況は、需要共同体に住んでいない実の片親に就労能力がないために（子供の）生活費を払うことが出来ない場合のみ生じ得る。というのも、まずは未成年で非婚の子供に対する子供手当はその子供の収入と見なされる。さらに両親がもはや

同棲していない場合、子供は一緒に需要共同体に暮らしていない方の片親から定期的に生活費をもらうという前提に立っている。この片親の行方が分からないが、就労能力がある場合、求職者基礎保障の運営主体は社会法典第Ⅱ編 33 条の定める請求権に基づいて生活費を取り立てることが出来る。

- 居住費の額

諮問会議は自治体も社会法典第Ⅱ編 22 条（居住費と暖房費の給付）の運用を適正に行うよう勧める。

自治体や州は監督局として、透明で個別対応的な法運用を心がけるべきだ。これはとくに、住居費の適正検査で、住居の大きさや家賃が上限を僅かに越える場合でも求職者には一様に家賃費を下げる事が求められることについて言える。

行政レベルで中期的に満足のいく変更ができない場合は、担当の連邦省が社会法典第Ⅱ編 27 条に則って居住・暖房費に関する法規を発令する必要があるかどうか検討すべきだ。

- マイホーム手当

諮問会議は担当連邦省が平等の原則に適い、現場の担当者に法的裏付けを与える規則を早急に整備することを勧める。諮問会議はこれまで通り、マイホーム手当を目的収入として算入の対象にしないことを勧める。

現行法ではマイホーム手当は基本的に一回きりの所得（収入）として算入の対象とされる。一回きりの収入は取得した月の初めから考慮される。この収入はある一定期間考慮される。つまり、生活保障給付はこの期間は支払われない。

基礎保障の運営主体は、マイホーム手当が弁済に当てられることがはっきりしており、従って事前に譲渡が実行されている場合は、これを算入しない。この場合、マイホーム手当は要支援者が自由にできる所得ではないからだ。

- 中高年失業者への影響（社会法典第Ⅲ編（SGB Ⅲ）428 条の定める『58 歳』規定

諮問会議はいわゆる『58 歳』規定について『信頼保護（訳注：基本法 20 条）』の考えを考慮しなければならないかどうか検討することを勧める。

いわゆる『58 歳』規定は、現行の法律では正確に運用されてはいるが、注意深く見守る必要がある。その対象は、連邦雇用エージェンシーとの以前の取決めにより、もはや求職者とは見なされていないにも拘わらず年金を満額もらえる年齢まで失業扶助を受給していた、58 歳を越える失業者だ。2005 年 1 月以降、この範疇の人々も失業給付Ⅱを一部減額された形で受け取るようになった。さらに諮問会議は、中高年雇用者のための雇用協定を経済界、州、自治体と結ぶという連邦首相の発表を歓迎する。

- 通知の明確性

諮問会議は、読みやすく、理解できる通知という意味で国民にやさしい手続が不可欠だと考える。

認定通知は複雑で求職者が理解できない場合も多い。通知が理解されることは行政と国民の間の信頼関係に基本的な意味をもつ。諮問会議は連邦雇用エージェンシーに対して通知の書き方を改めるよう要請した。

- 追加的収入規定

諮問会議は今のところ、法案をこれ以上修正する必要はないと考える。

それにもかかわらず諮問会議は新しい追加的収入の取り扱いを精査して、将来、需要共同体の 15 歳未満の一員にもいわゆる『学童アルバイト』など、控除枠を与えることを勧める。

- 疾病保険

諮問会議はこれに関しては介入が必要と見て、立法措置を取ることを勧める。

2004 年 12 月まで失業扶助を受給していた人で、社会法典第Ⅱ編の施行後、失業給付Ⅱの請求権を持たない人は 2005 年 1 月 1 日以降、連邦雇用エージェンシーによる疾病／介護保険から外されている。

これらの人々が家族保険にも加入していない場合は、任意の公的または私的疾病保険に加入して病気や要介護に備えなければならない。需要共同体の枠組みで所得を提供しているパートナーを通して家族保険に匹敵する保険に加入することは出来ない。

諮問会議の勧告もあって成立した過酷条項は、保険料の支払いで要支援状態になった人が雇用エージェンシーより疾病／介護保険にかかった費用に対する補助を受け取ることを定めている。この補助の限度額は疾病保険に関して 125 ユーロ、介護保険に関しては 15 ユーロだ。

この補助は、社会給付の受給者（就労能力のない要支援者）で失業給付Ⅱの受給者の家族保険に加入していない需要共同体の一員も受給できる。

- 成年の子供に対する子供手当の算入

諮問会議は、子供手当が子供に手渡されたということがはっきりしている場合は、成年の子供に対する子供手当を両親の所得に算入しないことを勧める。

成人の子供に対する子供手当を両親の所得として算入することに関して、両親が自分の子供の生活費や学費、職業訓練費として子供手当を使う場合は正当化されないと思われる。

諮問会議は基本的に、新しい法／手続規範を繊細な感触で扱うよう忠告する。個別の審

査や各事情の判断は、その主目的が「就労能力のある人々の労働市場への統合」にある改革の受容や成功に決定的な要素だ。この目的が管轄問題や組織的バリアーに埋もれてはならない。

III. 社会法典第II編の組織的運用

労働市場における新しいサービスのための改革の中心的テーマに、長期失業者をワンストップでケアすることで集中的な支援を実現することがある。これを達成するために自治体と雇用エージェンシーには、様々な権限を人事・組織的に統合することが求められている。

諮問会議は官庁の責任者や政策委員会に対して新法がもたらすチャンスを利用し、新しい行政単位の業務能力を確保することを勧める。混合行政のバリアーを克服し、業務の重複管轄に終止符を打たなければならない。権限や管轄をめぐる対立が職を求める要支援者の負担になってはならない。

2005年6月1日までに362の自治体が356の協同組織を編成して協力することを決めた。現在、338件（そのうち12件がベルリン）の署名付き契約、12件の設立協定、そして連邦雇用エージェンシーの地方事務所から6件の意向表明書が提出されている。63郡と6（郡に所属しない）都市はいわゆる認可自治体として失業給付IIの受給者の面倒を自らの責任で、つまり、連邦雇用エージェンシーと提携せずに、見ることを選んだ。19自治体はこれまで雇用エージェンシーと自治体が別々に任務に当たってきた。諮問会議は現地の雇用エージェンシーとの協力関係がまだ成立していない自治体があることを憂慮している。

2005年5月31日時点で約4万人が新しいジョブセンターで働いていた。そのうち1万7400人は雇用エージェンシーから1万5000人は自治体から、そのほか他の役所から来た者や外部からの委託民間人もいた。この間、受給対象者が予想を大幅に上回ったため、この新しい行政組織の事務局長は追加人員を募集することを任ぜられた。

諮問会議は協同組織と認可自治体の職員の負担を適宜、人事対策により緩和し、技術的インフラの欠陥を早急に取り除くことを勧める。

新しい行政機関の構造を構築するにはすべての関係者が平均以上の仕事量をこなさなければならない。調停手続を通して辿り付いた政治的妥協の産物であるため、さらに負担は重くなる。協同組織と認可自治体が競争することで、就労能力のある要支援者の統合に向け、最適な手続や手段を見つけなければならない。

異なる役所から来る職員による協力体制はすべての関係者に大変な努力を強いる。政策目標である、就労能力のある求職者の『支援と要求』の深化、とくに一ケース・マネジメントなど一紹介の新しいスタイルの導入に当たっては、協同組織や認可自治体の職員へ研修を強

化する必要がある。

技術的援助の要請にはこれまで満足に答えられていない。これが行政の流れを滞らせ、作業の長期化に繋がっている。連邦雇用エージェンシーは2005年8月までにソフトウェアの不備を改善すると言っている。

諮問会議は、初動の困難は多くの場合、職員がチームワーク精神と高い意識をもって克服していることを確認した。諮問会議は基礎保障の運営主体が契約ベースで作った委員会、運営主体会議などのメンバーに対して建設的で信頼に基づいた協力を行うよう求めている。こうして初めて現地の örtliche 相談・紹介事業の支援を強化することが出来よう。このことは諮問委員会における民間のアクター、いわゆる顧問についても言える。彼らは自らの役目を通して現地で vor Ort 創造的な雇用が多数生まれるよう貢献するべきだ。

立法者は社会法典第Ⅱ編に関して新しい、これまでに類のないプロジェクトを始めた。新しい行政単位の行動範囲は連邦・自治体の協力関係の中から生まれる。つまりそれは連邦統一的立法体制と自らのことは自らの責任で決めるという自治体の権利との緊張関係の中にある。協同組織になるべく広い行動範囲を与えるために、連邦経済労働省と連邦雇用エージェンシーと主要自治体は共同作業の基本姿勢を互いに確認し合った。

諮問会議から見れば、基礎保障運営主体による作業の成果が見える形、比較できる形で捉えることを可能にする指標は、労働市場政策の新しい手段を最適に使い、目標を定めるために重要だ。運営主体間の比較により、お互いに学び合い、経験を交換・利用することが出来るようになる。同時に信憑性のあるデータは財務チェックと公費の責任ある投入に不可欠だ。

社会法典第Ⅱ編は基礎保障の運営主体が地域の諸条件に配慮して労働市場政策を実施するに当たって広い行動範囲を持てるような内容になっている。この間、連邦雇用エージェンシーが用意したデータ（まもなく協同組織に手渡される）によりさらなる透明性と現地の行政行為の連邦全体での比較が可能になる。就労能力のある要支援者の労働市場への包摂についてその時々進捗状況が見えてくれば、それが協同組織 Arbeitsgemeinschaft のこれからの行動の指針にもなる。

作業が滞りなく進むよう諮問会議は、早急に労働・業務・賃金法上の問題を解決し、協同組織における明確な統括機能を確立することを勧める。

協同組織を訪れたとき、諮問会議のメンバーには異なる役所から職員が派遣されることで起こる人事・組織上の問題についての説明があった。例えば、管轄がはっきり定められていないため合意に大変な労力が要するという。すべての関係者が現地の協同組織の権限と責任が強化されることを望んでいる。「中央集権的に組織された連邦雇用エージェンシー」と「自治権を行使したいという自治体の要求」の間には未だに軋轢が生じている。これがしばしば日

常の作業の妨げになっている。協同組織の事務局の権限は連邦雇用エージェンシーと自治体の共同決定により制限を受けている。組織についても人員についても事務局が独自に決めることはできない。重要な決定については通常、運営主体会議での合意に頼らざるを得ない。それに加えて、連邦・州のトップレベルの役所間で協同組織の監査について一部にまだ異なる意見があることが重荷になっている。

将来、協同組織のスタッフに対する将来の代理権や賃金権の管轄に関して諮問会議と労使が話し合ったところ、この分野に関してはまだ考えが纏まっていないことが判明した。早期解明が、同法が運用面で成功する前提である。

IV. 雇用の紹介 – 諮問会議の視点

基礎保障の新しい運営主体では、社会法典第Ⅱ編が定める－2005年1月1日から始まる－給付の支払いがまず優先された。

新しい行政構造の構築、異なる運営主体間の調整、新しい法律の習熟、未熟な PC プログラムの扱いなど、すべての関係者は大変な努力を払わなければならなかった。

このため紹介活動は、一般にもそう認識されているが、これまであまり目立たなかった。その証拠に、連邦が用意した統合促進のための予算のうち 2005 年 6 月初旬までに利用された割合は 14%に留まっている。

諮問会議は社会法典第Ⅱ編の改正に伴いドイツの労働市場の状況・進展について現実に近い描写が可能になったことを歓迎する。今回、統計に初めて現れた－失業者の多くは、社会扶助を受給することで生活の心配はなかったとは言え、過去の労働市場統計では失業者として捉えられてはいなかった。

今や、これらの人々も労働力として認識されるようになった。改正により彼らには新しい展望が開けた。これら当事者の多くは今回の新しい挑戦を受けて立たなければならない。より緊密なケア体制（一般：1 対 150、25 歳以下の若年層：1 対 75）により、彼らと共に労働市場参加の道を開拓し、彼らの努力を適切で集中的な相談により支援することが可能になるだろう。今改正は「我々の社会は労働能力のあるすべての国民の協力を必要としている。だから協力を求め、支援する」という確信の証しだ。生業は経済的な独立と自己決定の基盤だ。

諮問会議は、新しく加わった顧客に加え、より集中的な紹介業務により要求度が高まることから紹介に当たる職員の仕事が以前より増えることを見過ごしてはいない。

改革に際して失業者からはやる気、とくに協力しようという気構えが期待される。すべての統合努力の緊密な連携によってのみ（時間のかかるわりには実を結ぶとは限らない）紹介業務に不可欠な条件である『信頼』が生まれるのだ。

新法により、紹介サービスが改善され、長期的に成功を収めることが期待される。それには、応募者のプロフィールをしっかりと描くことができるよう各失業者に関してなるべく多

くの情報を掴むことと並んで、資格のチェックと投入する助成金と支援策の選択を誤らないことが大事だ。

積極的労働市場政策のための資金はある。今、それを現地の労働市場あるいは独立業への包摂のために柔軟に、創造的・効果的に投入しなければならない。その際、大事なのは『要求と支援』の原則だ。

－要求とは：有用性についての厳密な検査、自助努力、積極的な協力、これらすべてを緊密な連携の下で行うことだ。

－支援とは：適切な情報、相談、ケア、紹介、及び十分な支援策による紹介バリアの排除をいう。

諮問会議は、若者に対する相談とケアに関して明らかな改善が見られることを評価する。就労能力のある 25 歳以下の要支援者がこれにより生活費を自分の力で稼ぐことが出来るようになることを期待している。

文化相には児童・青少年に各人の性向・能力・技能を最大限増進するために良質な学校教育を提供することを求める。多様な教育を提供することでキャリアアップのチャンスが高まる。また、青年会議の成果や参加者の多様な経験も、若者を個人の要求に応じて補佐し、支援するために役立たせるべきだろう。

新法により、25 歳を越えない若者は申請すればすぐに職業教育、仕事、アルバイトの紹介を受ける権利がある。まず優先されるのは職業教育の紹介だ。統合プロセスをうまく勧めるためには集中的なケアが不可欠だ。そうして初めて相談・紹介サービスと技能向上、社会的統合に向けたサービスが結び付き、統合協定の効果が期待できる。

この間、25 歳以下の若者に対する、1 対 75 人というケア体制は協同組織と認可自治体の大多数で実行されており、同グループを対象とした迅速で質の高い紹介サービスの基本になっている。

諮問会議は中高年雇用者に対する労働市場の状況も注意深く見守っている。人生の大部分を生業に精を出してきた人々をあまりにも早期に解雇すれば、所得の低下、老齢保障の低下、国民経済にとっては知識と経験の早期喪失を引き起こし、当事者は「必要とされていない」という気持ちを強く持つようになるだろう。

中高年長期失業者に対する連邦・州の『5 万人分の追加的ジョブ』イニシアティブにより、失業給付Ⅱを受給する 58 歳以上の失業者に 5 万人分の追加ジョブを 3 年間用意して支援すること可能になった。連邦はすでにその前段階に入っており、年末までに 3 万人分の追加ジョブに出資することが決まっている。州に意欲があれば、増資もあり得る。

6 月に始まった『地域雇用協定』というアイデア競争には、同時に中高年長期失業者の統合を促進するという目的もある。

諮問会議は企業に対して、早期退職に代わって柔軟で未来志向の人事対策を行うことを要求する。中高年雇用者が持つ豊かな職業経験とやる気を企業が利用しない手はない。

紹介サービスに携わる人や企業の責任者も、中高年就労者の採用・雇用促進のための重層的な（公的）支援をもっと積極的に利用するべきだ。

諮問会議は、重度障害を持つ長期失業者の統合のためにどんな施策や補助金が使われるのかということにとくに注目している。さらに、これから紹介サービスを行っていくなかで、一人親、移民、ホームレスを始め、依存症その他の困難な境遇のため特別な援助を必要としている人々の労働市場への統合を可能にするために必要な構造的要件が揃っているのかという点にも注意を払うべきだ。ここではとくに性別特種的 geschlechtsspezifisch 視点にも十分配慮する必要がある。またパートナーの所得の算入により社会法典第Ⅱ編の定める給付が受けられない人も社会法典第Ⅲ編の定める相談・紹介サービスは受けられるようにするべきだ。

諮問会議は、「自治体の統合政策」と「連邦全体の紹介制度」で得られた知識から生じた権限を長期失業者のために積極的に利用することを勧める。

基礎保障の様々な運営主体に関して、まだ解決すべき組織上の問題はあると思うが、諮問会議としては、当事者の利益を考えて、自治体側と連邦行政がもつ権限が一早急に、非官僚的手法で、方向性を定めて一集約される必要があると考える。

最後に、新しい求職者基礎保障が意図する積極的支援策が人々を長期失業状態から就労過程に引き戻す正しい道であるかどうか、検証が必要だ。この政策により社会的・連帯的責任感が生まれるだろう。支援と協力は表裏一体だ。

失業者の3分の2近くを成す人々のために新しい雇用分野を創出するには、開放性、連帯性、そして社会的認知が必要だ。社会法典第Ⅱ編による失業・社会扶助の統合は、この点、大きな貢献をしている。この貢献は他と切り離して捉えるのではなく、まずは学校と職業における教育と訓練への投資に重点を置く発展的・包括的な政策の一端として位置付けられるべきである。

諮問会議は最近の法案と失業給付の受給期間延長に関する議論を注意深く見守っている。同会議はこれからそのような政策がもつ様々な視点を考慮しながら、このテーマについて議論を重ねていくことになるだろう。

この報告書は『求職者基礎保障』諮問会議の最初の報告である。その提言の実行や、長期失業という立場に置かれている国民に対する紹介サービスを始めとする未解決の問題の解明を諮問会議は注意深く見守り、最終報告でその評価と提言を記す。

2. Ombudsrat（諮問委員会）の最終報告の概要（2006.6.23）

諮問委員会は、この最終報告でその活動をまとめている。同委員会が確認したことや提言は、社会法典第Ⅱ編の影響を受けた多くの人々の証言や労働市場/社会政策の専門家との会談や議論に基づいている。

1. 諮問委員会のメンバーは、『ハルツ第Ⅳ法とその影響』についての集中的な議論が続く中で、それでも失業扶助と社会扶助を就労能力のある要扶助者とその家族のための基礎保証制度に統合することは正しかったと確信している。彼らは社会法典第Ⅱ編のこの基本理念が依然として幅広く支持されていることを確認している。
2. 社会法典第Ⅱ編を管轄している行政機関は担当分野において自己責任に基づき、なるべく柔軟に行動することができるよう明確な法的基盤を必要としている。自治体と雇用エージェンシーによる協同組織（ARGE）による現在の組織形態は、自治体の影響力と中央の要求、そして統括する連邦当局（連邦労働社会省 BMAS）と連邦雇用エージェンシー（BA）の指示との狭間で、恒常的で時間のかかる調整が必要なことがネックになっている。
3. 責任範囲を明確に定めることにより実務における協力関係を改善する目的で、連邦経済労働省・連邦雇用エージェンシー・ドイツ都市会議・ドイツ市町村連合の間で結ばれた 2005 年 8 月 1 日の枠組み協定は、期待したほどの成功を収めなかった。諮問委員会は、（今回、ハルツ法発展法 Fortentwicklungsgesetz に同様の内容が盛り込まれる）当時の協定が望むような成功をもたらすかどうか疑問視している。
4. 諮問委員会は、2003 年 12 月の両院協議会における政治的な対立がもとになって形成された組織形態が、共同で目指した野心的な課題の克服には不十分であることが判明したと見ている。このため委員会は、連邦と州がこの大掛かりな—公的資金による—『保障を担う複合体』を大きな裁量権を伴う組織として独立させることを提唱している。このためには現地の社会法典第Ⅱ編の担当部署—すなわち、連邦雇用エージェンシー傘下のかなり独立した組織としての協同組織—to 相応の責任を委譲するのが適当だという。しかし、連邦予算の適正な投入を調べる最終的な監査はこれからも連邦会計院がとり行うべきだとしている。さらに諮問委員会は、労働市場政策でも同様、意欲的な州を—より強力に、また包括的に—法的/専門的監査に関与させることを勧めている。最後に諮問委員会は、労働市場政策の成功は、連邦、州、自治体による信頼に満ち、調整のとれた協力があつて初めて可能になると忠告している。
5. 就労能力のある要扶助者とその家族のための給付に関する相談・ケア・判断は市町村の担当行政機関で働く 5 万人の職員が行っている。諮問委員会のメンバーは、必要業務を一困難な労働市場状況、多くの求職者が抱えている問題、不十分な IT 設備、慣れない作業にも拘わらず—多くの職員が精力的にこなしていることを確認している。とくに求職者に

対する可能な限り迅速かつ的確な支援に注ぐ努力は特筆に価する。

6. 諮問委員会は今回も、基礎保障に関わる行政の職員に関して、依然として労働/公務/賃金法上の問題があることを指摘している。この点について諮問委員会は、有期雇用者に限らず、すべての雇用者に彼らの雇用関係に法的根拠を与えるために明確な判断を下すよう警告している。
7. 諮問委員会は、社会法典第Ⅱ編による基礎保障制度の上昇する費用を我々の社会における連帯意識への脅威と見ているのは確かだが、支出増のかなりの部分が給付の乱用により引き起こされたという見解に全面的に賛成しているわけではない。むしろ、委員会は、給付の認定基準がより多くの人に基礎保障制度の利用を可能にするように設定されているのではないかと考えている。たとえば、以前は社会扶助給付の請求を阻んでいた障壁は大幅に低くなった。諮問委員会はこのように基礎保障制度のなかで、家族と地域社会の崩壊を食い止めるような法的立場を明確にすることには賛成だ。
8. 諮問委員会は2006年、2007年の社会法典第Ⅱ編の予定費用をめぐる対立には与しない。しかも、予算を失業者に対する有効で継続的な斡旋や支援のために使えるかどうかかわからないというのであれば、現時点でそのような算段をするのはあまり意味がない。だから委員会は、連邦労働社会省による若年者や求職者向け施策を促進するプロジェクトやプログラムを一ことにそれらが現地やその地域のネットワークに支えられて雇用創出の機運が起きるとすれば一歓迎する。
9. 諮問委員会は経済、行政、団体内部で雇用を創出できる人に対して、基礎保障の機関や雇用エージェンシーとの協力関係を一層強化することを求める。諮問委員会のメンバーに向けた福祉団体のメッセージによれば、社会・福祉事業の広い範囲でこれまで活用されてこなかった雇用がまだ潜在するという。諮問委員会はこのことから、団体幹部や基礎保障事務所の事務局に対して、この分野でより多くの人を仕事に就かせるため、協力を強化するよう呼び掛けている。
10. 諮問委員会はこれからも労働市場が二極化する方向にあると見ている。一方は雇用者の資格や柔軟性にさらに高い要求が突きつけられる、非常にダイナミックな部分であり、もう一方は、斡旋の際、様々なことが障害となって近い将来、第一労働市場に組み込まれることが期待できない長期失業者が、財源不足からそのまま放置されている、公共のために必要で意義ある仕事を引き受ける分野だ。公的支援を受ける雇用の質・種類・規模については新たな社会合意が必要だ。この点で大連立は一諮問委員会から見れば一大きな機会を提供している。コンビ賃金や最低賃金をめぐる議論もそれに当たる。求職者の基礎保障がすでにコンビ賃金の普及を招いている現実があるため、諮問委員会はここでは対応を急ぐ必要があると見ている。

3. CDU, CSU, SPD の連立協定 (2005.11.11)

ドイツのために力を合わせて - 勇気と人間性をもって
労働市場について (抜粋)

2. 労働市場

2.1. 附帯賃金費用の引き下げ

CDU, CSU, SPD は、附帯賃金 (社会保険料) 費用を継続的に 40%以下に引き下げることを約束する。

その他、失業保険料を 2007 年 1 月 1 日付けで 6.5%から 4.5%に引き下げる。そのうち 1%は連邦雇用エージェンシーのリストラによる利益や効率化により、あとの 1%は付加価値税を 1%丸々投入することで賄う。

同時に公的年金の保険料は 19.5%から 19.9%に上がる。公的疾病保険の分野については 2006 年に - 公的疾病保険料を少なくとも安定させるか、できれば下げることに着目する - 包括的な未来コンセプトを考案する。

2.2. 若者優先

我が国が 21 世紀をうまく乗り切るためには教養があり、意欲的で創造力のある若者が早急に必要だ。だから我々が特別に努力を傾注しなければならない対象は若者だ。我々の目標は若者の職業教育と雇用の機会を大幅に改善し、若年失業を持続的に減らすことだ。将来は、若者が 3 カ月以上失業することのないようにする。

具体的には：

- 政治と使用者が職業教育を受ける意思があり能力を持つすべての若者に職業教育または適切な職業訓練を提供することを約束した「ドイツにおける職業教育と専門家の後継育成のための国家協定」を継続する。具体的には、毎年新しく 3 万人分の職業訓練の場の創設、経済と手工業による 2 万 5000 人を対象とした新人研修、連邦雇用エージェンシーによる適切な職業教育促進策などを指す。
- 同時に労働組合に対しては、職業訓練協定に積極的に関与すること、政治や経済と協力して若者のために労働市場の前提を改善することを提案したい。
- 労働市場政策の貢献を継続し、これからもできるだけ効果的なものにする。仕事や職業訓練の場を探している若者の職業紹介や技能向上はこれからも連邦雇用エージェンシーの中心的な役割だ。具体的には、職業訓練を受ける若者に対するスタート支援、訓練期間を通してのサポート、ハンディキャップのある若者に対する職業教育の経済援助、障害を持つ若者に対する特別援助が挙げられる。その他、失業中の若者には職業紹介を側面からサポートする様々なサービスを用意している。

- 州には学校教育における初期職業教育に特別の責任がある。
- 協同組織と認可自治体による若者への支援を強化する。求職者の基礎保障という新しい制度はとりわけ、助けを必要としている就労能力のある若者に積極性を持たせることを目指している。この若者たち一人一人に、相談相手となり仕事を斡旋してくれる世話人が付く。将来はこの人が最高 75 人までの若者の世話をし、直接の交流を通して彼らの統合を助ける。また仕事の紹介の他、債務／依存症相談も行っている。個人的な相談相手を介したこのような集中ケアにより失業を大幅に減らすことが出来ることは、国際的な経験から明らかだ。
- 「支援と要求」という基本理念から、この集中ケアには反面、統合協定で約束したことを守るという若者の義務もある。この義務を果たさない若者は制裁を覚悟しなければならない。

支援と要請、両者は切っても切れない関係にある。

2.3. 中高年労働者の雇用促進策

CDU, CSU, SPD は、中高年の雇用状況を改善しなければならないという認識で一致している。国際的な経験から、労働・教育・医療の分野で調和の取れた政策の束が必要であり、早期退職の傾向を抑えるとともに、中高年失業者の雇用能力の維持・向上や職場復帰のための対策が必要だということが分かった。ドイツでこれが成功するためには、経済、労使、州、地域の連携が不可欠だ。

経済のための、経済による雇用促進

責任ある約束をするために、経済団体と労働組合と次のテーマについて論議する

- 中高年の技能向上と研修
- 年齢相応の労働時間
- 年齢相応の労働条件と中高年の雇用能力の維持と促進
- 中高年に対する有効性という視点からの労働促進策の検証

中高年の職業訓練促進には、彼らの雇用能力維持のため一場合によっては、賃金協約や事業所の取決めに基づく一職業訓練対策が不可欠だということで意見が一致している。各職場の職業訓練対策の費用は一失業保険の加入者ではなく一事業所が出すべきだ。過渡的措置として、中高年の職業研修費に関する特措法（有効期限：2005 年末）を 1 年間延長し、その効果を評価する。

中高年の雇用促進のために賃金協約／事業所レベルで予防的要素、とくに年齢相応の労働時間や年金生活に徐々に入っていくというような形（時間主権／訳注：労働時間を自分で決

める)を積極的に取り入れる必要がある。

長期労働時間口座の利用と保護に関する法的枠組み条件の改善はとくに重要だ。長期労働時間口座は法律で保障されている。これに関して、老齢パート労働も倒産時保障に倣って法制化できないかどうか探る。

「労働の新しい質イニシアティブ (INQA)」は継続する。中高年の雇用能力を高め、事業所が中高年の労働力を積極的に活用するのを支援することが同イニシアティブの関心事だ。

失業した中高年労働者を再び労働市場に取り込むために、研修促進を初めとして労働促進の一般的手法についても、その効果を経済と共同で検証する。CDU, CSU, SPD は 2005 年末までの新規採用に限った、中高年労働者のための所得保障制度—社会法典第Ⅲ編 421 条 j—および、中高年労働者の雇用を対象にした労働促進のための保険料負担制度—社会法典第Ⅲ編 421 条 k をまずは 2 年間延長し、その有効性を評価することに賛成する。これについては、具体的な数値目標が必要だ。

連邦と州の共同対策

CDU, CSU, SPD はこれから行う施策の効果が中期的には早くも現れると考えている。だがそれには、ドイツの多くの地域において、労働市場的観点から統合がもはや不可能な、就労生活末期の中高年長期失業者向けに、社会的に有用な公共の仕事を促進する施策を州と連携して行う必要がある。これにはまず、連邦が 58 歳以上の長期失業者に対して 3 年間の追加的ジョブ Zusatzjob という形で提供する 3 万人分の雇用を利用する。この公共の雇用の枠が期限の年末までに埋まらなければ、期限を延ばす。利用における地域間の偏りは資金の再分配により調整する。

3 万人分の支援枠が満たされた場合は、さらに最高 2 万人分の公共の雇用を共同で賄うことを州に提案する。

地域の雇用拡大

中高年労働者の雇用状況改善のため、地方自治体は刷新的な個別プロジェクトによる支援を受ける。ここでは 62 の地域に対して 2 億 5000 万ユーロの補助金が用意されている (イニシアティブ「展望 50 歳プラス—地域の雇用協定」)。その他の自治体についても、中高年の利益のために緊密で信頼性のあるネットワークで結ばれることで包括的な交流／学習プロセスが確保される。

2007 年末に結果を見て継続するかどうか決める。

欧州法にも合致する有期規則

52 歳以上の労働者に対する緩和された有期規則 (有効期限：2006 年末) は、期限を取り払い、欧州法に合致するような形に変える。この年齢制限の継続的適用は企業の権利と経営

計画の安定性を拡大する。新しいルールを作るに当たって欧州法の規定を尊重する。これにより企業はより多くの中高年を雇うようになるだろう。

2.4. 僅少資格（単純）労働者の雇用拡大ーコンビ賃金（Kombi-Lohn）の導入を検討する

我が国では 200 万人近い失業者（失業者全体の 39%）が僅少資格者、つまり職業教育課程を終えていない。このような国民の労働市場における見通しは暗い。同グループについては、労働市場では職業訓練以外、低賃金の仕事をするしかないのが現状だが、これを改善する必要がある。このような低賃金の仕事が一失業給付Ⅱから、入職手当や児童手当に至るまで一様な形の賃金補助により促進されているが、各制度が相互調整の不足により包括的な効果を生んでいない。連立与党は、いわゆる低賃金セクター自体と、それが社会給付の全体の額に占める割合について、新しいルールが必要だということでは一致している。賃金を良識の範囲を越える水準まで落とすことは避けたいが、他方、人々に低い所得でもより多くの雇用機会を提供することも大事だ。党によりプログラムは大きく異なるが、大連立がこれまでの流れに終止符を打つということでは一致している。

このため、労働賃金と社会給付をバランスよく組み合わせることで単純労働をやりがいのあるものにすると同時に、単純労働の雇用を新しく生み出すことの出来る「コンビ賃金モデル」（Kombi-Lohn-Modell）を導入することを検討する。但し、この問題に関してすでに明らかなのは、CDU, CSU, SPD が企業に継続的な補助金を提供するつもりも、その他の新しい労働市場対策を導入するつもりもないということだ。

目標は、既存のプログラムと既存の賃金補助施策（失業給付Ⅱとの組み合わせから、エントリー（入職）賃金や児童手当に至るまで）を束ね、有効な支援体制を作り上げることだ。このために作業グループを立ち上げて、既存のルールを体系的に示し、必要な透明性を確保し、その効果を評価する。同作業グループは、『税／保険料システム と ミニ／メディ・ジョブ（僅少労働）の軽減保険料負担とのあいだの相互作用』も分析対象とする。また、『派遣法』や『最低賃金』、『EU サービス基準の影響』などのテーマも扱う。

作業グループの報告に基づき、連邦政府は 2006 年中に解答を出す。同時に労使と協力して低賃金セクターのための市場整合的で透明なルールを探る。

2.5. 積極的労働市場政策

積極的労働市場政策は、求職者の統合と雇用機会の改善に役立っている。CDU, CSU, SPD は積極的労働市場政策をこれからも継続し、発展させる。

夥しい数の支援策を前に人々は途方にくれている。多くの兆候から、個々の施策やそれに使われる（部分的に）多額の失業保険の資金は集中的、節約的、効果的に投入する余地があることが分かった。

このため CDU, CSU, SPD はすべての労働市場対策を検証する。有効だと分かり、雇用能力

の改善、または雇用に繋がる施策は継続する。有効ではないもの、非効率的なものは廃止する。この検証作業は来年の末までに終了する。

この効果分析に基づいて、遅くとも 2007 年には積極的労働市場政策全体を抜本的に再編し、将来は保険料／税の納付者の支払った資金が最大限、効果的かつ効率的に投入されるようにする。

具体的には、

- 目的に合った、信頼性のある評価を可能にするために、積極的労働政策の個別の一期限付き施策を来年末まで延長する。これは例えば、統合対策の委託についても当てはまる。
- 他の施策については来年にも修正を行う
 - 人材サービスエージェンシー (PSA) の数を大幅に減らし、広域業務の義務を廃止する。
PSA が有効に機能しているところだけに連邦雇用エージェンシーの資金投入が継続される。
 - その他、起業助成金 (Ich-AG 制度) の期限を 2006 年 6 月 30 日までに限って延長する。
その後は移行援助金を含めて新しい起業援助の施策を考案し、起業助成金を廃止する。その際、新しい支援策を連邦雇用エージェンシーの義務給付にするのか、あるいは裁量給付にするのか、検討する。これについて CDU, CSU, SPD は「失業者による起業」の促進を明確に支持する。この方法は多くの人に生計を自ら立てる機会を与えるだろう。

連邦雇用エージェンシーが「労働促進」という労働市場対策を確実に実施できるよう、連邦政府は連邦雇用エージェンシーと協議の上、目標を定める。

- CDU, CSU, SPD は毎年繰り返される冬季失業率の上昇に歯止めを掛けなければならないという認識で一致している。これに関して、建設業では労使が重要な基盤を作った。失業保険料によって賄われる短期季節労働者手当のコスト中立的な導入により可能ならば今年の冬から、天候と受注減が原因の解雇とそれに伴う 12 月～3 月期の失業給付の支出を避ける。
- 同時に、失業の実態を把握するという国際的義務を守り、信頼に足る国際比較のための統計を作成する。このため、将来もこの義務を果たし、導入して間もない ILO 基準に沿った統計を継続する。また、この新しい統計の結果を評価し、精査する。

2.6. 求職者の基礎保障 (ハルツ第IV法)

CDU, CSU, SPD は求職者の基礎保障に関して失業扶助と社会扶助を統合することを明白に支持する。就労能力のある、かつての社会扶助と失業扶助受給者の一元的なケアは依然正しい方法だ。

ただ、このように複雑で大規模な改革には柔軟な調整や修正が必要だ。今年の実験を踏まえて細心で整合的な修正を試み、ハルツ第IV法のプロセス全体を見直す。

- 諮問会議の提言に従い、東西ドイツの生活保障の基礎給付を統一する。東部ドイツの基礎給付は月額 14 ユーロ引き上げられる。
- CDU, CSU, SPD は法律や規則を変更して、ハルツ第IV法改革を運用面で早急に最適化しなければならないという認識で一致している。連邦雇用エージェンシー内部の組織改革により求職者の基礎保障の実現に向け連邦の利益を守る。技術的な変更のほか給付法に関しても変更があるだろう。
- 認可自治体の信頼条項：2008年に予定されている評価の際、連立パートナー間で共通の認識と結論に達しなかったときは、自治体に従来通りの選択権を認めている現在の法律の期限（2010年12月31日）をさらに3年間延長する。
- 需要共同体の定義の厳密化を図る。将来は非婚、成年、25歳未満の子供は基本的に親の需要共同体に編入される。
- 老齢保障に有利な方向で財産の保全に関して新しいルールをつくる。将来、老齢保障への控除額が引き上げられる一方で、これまでの基礎控除は適宜引き下げられることもあるだろう。
- （家族の許を離れて）初めて独自の住まいに移る人（25歳以下）に関して、将来は給付機関の同意がある場合以外は、給付を受けられなくなる。これにより、需要共同体が金額がより高い失業給付IIの請求権を行使する目的だけに作られることを避ける。
- 擬似婚姻関係の定義と（婚姻関係にあるという）証明義務の再導入を検討する。
- その他、基礎保障受給者に就労支援を行った場合、当該機関側に財政援助に見合った効果はあるか、また、その場合、どの程度の効果があるか、検討する。
- 就労能力が制限されている人、正規労働市場で仕事を見つけることができない人が将来展望を持つ必要がある。このような人々も意義のある、個人の能力に応じた発達を可能にする職場を見つけられるような枠組み条件を整えることができるかどうか、また、それにはどうしたらよいか、検討する。
- 専ら職を探す目的でドイツに滞在し、以前にドイツで働いたことがないEU外国人は、将来は失業給付IIの請求権を持たない。
- 連邦奨学金（BAföG）または職業教育援助を受給している若者は、将来はこの制度から必要に見合う給付を受け取る。これにより、失業給付IIによる補足は必要ではなくなる。
- 職業相談、職業訓練雇用／職業紹介、社会法典2編で規定されている給付と社会法典3編で規定されている給付との2段階構えで受け取っている人（Aufstocker）の観点から、協同組織と認可自治体の管轄を法律に明記する。
- 児童手当で当事者に対して、失業給付から失業給付IIへの移行期間に限定した手当と児童手当のどちらかを選択する権利を与えるかどうかを検討する。
- 給付濫用に鋭意、かつ徹底的に立ち向かう。これにより、本当に必要な人のために連帯

的調整を行うことに対する国民の理解が広まるだろう。

特記事項：

- CDU, CSU, SPD は受給者の生活状況を把握するため、電話による問合せに応じる義務を受給者に課すことを確認した。
- データ照合（現在でもすでに可能）の利用をさらに徹底させる。受給者が外国に持っている口座や置き場所を見つけるために、データ照合の積極利用のための法的基盤を整える。
- 協同組織と認可自治体に外部機関を設けるかどうか、州と共同で検討する。
- 各申請者に対して、求職者の基礎保障に関して申請の段階から「支援と要請」の原則が組織的に実践されることを明確にする。初めて申請する人は、個人の状況の確認の後、すぐに就労または職業訓練の紹介を受ける。これにより就労への意思の確認もできる。
- これまでの制裁に関するルールは実際には融通が利かず、個別な事情に応じた、的確な運用を困難にしていることが分かった。これに関して法改正を行う。
- 現在、就労能力がないにも拘わらず、失業給付Ⅱを受けている人は多い。その結果、連邦と疾病金庫の負担が増えている。このため、疾病金庫に就労能力の評価を請求する権利を認める。
- 最後に、国民に自己責任、就労参加、助けを必要としている人への連帯的支援の意識を持ってもらうことが大切だ。基礎保障の導入以降、このプロセスで諮問会議が重要な役割を担ってきた。このため、かれらの任期を半年延長することとした。諮問会議は 2006 年 6 月 30 日にかれらの提言をまとめた最終報告書を提出する。
- CDU、CSU、SPD は 2005 年 10 月 1 日に開始した一住居費に関して連邦の負担分を決める一検討を滞りなく進めなければならないという認識で一致している。「労働市場における近代的サービスのための第Ⅳ法」により自治体の負担を連邦全体で 25 億ユーロ軽減するという目標は堅持する。新連邦政府が成立したらすぐに州や自治体のトップ部門と必要な調整を行う。この基盤に立って一すでに開始している立法手続きの一環として一住居費と光熱費に関して 2006 年度と 2007 年度の連邦の負担分を決める。その次の一最終一検討は 2007 年 10 月 1 日に行う。

ハルツ第Ⅳ法案によるこのような施策や改善策全体で、38 億ユーロ節減になる見込みだ。個別には次のような変更でこれを実現する。

- 25 歳以下の若年者に対する基本的償還請求権の導入（5 億ユーロ）
- 若年者の最初の引越しの資金援助制限（1 億ユーロ）
- ハルツⅣ法の業務の円滑化と組織構造の改革（12 億ユーロ）
- 公的年金の給付額を月額 78 ユーロから 40 ユーロに削減（20 億ユーロ）

（CDU、CSU、SPD 連立協約（2005 年 11 月 11 日）21～29 頁）

4. 『労働市場における近代的サービス』の有効性

『労働市場における近代的サービス』委員会の提言実施の効果に関する
2005年連邦政府報告の解説
(求職者のための基礎保障を除く)

2006年1月

はじめに

2006年2月1日に『労働市場における近代的サービス』に関する2005年連邦政府報告（ハルツ第Ⅰ法～第Ⅲ法についての評価）が閣議決定を経て連邦議会に送られた。これをもって連邦政府は2002年11月14日に議会で決まった評価任務を果たしたことになる。

『労働市場における近代的サービス』に関する最初の2つの法律（ハルツ第Ⅰ法とハルツ第Ⅱ法）は、積極的労働市場政策のすべての中心的施策を貫く新しい方向性を内包していた。さらに、両法は派遣労働分野の枠組み条件を弾力化し（ハルツ第Ⅰ法）、僅少雇用の規定を刷新した（ハルツ第Ⅱ法：ミニ／ミディ・ジョブ）。ここでは特に個人宅での労働を含む家事労働的サービス分野における合法的雇用の促進が図られた。さらにハルツ第Ⅱ法では起業助成金（私株式会社 Ich-AG）制度も定められた。この二つの法律は2003年1月1日に発効した。

2004年1月1日発効の『労働市場における近代的サービス』第Ⅲ法では、元連邦雇用庁（現在：連邦雇用エージェンシー）を—職業紹介に重点を置く—近代的で顧客中心のサービス機関に改める大規模な改編が図られた。

このような背景から次のことを確認する必要がある—

- 評価報告はハルツⅠ-Ⅲを扱う、
- 求職者の基礎保障（ハルツⅣ／失業給付Ⅱ）は調査の対象としなかった、
- この報告は最初の現況報告の性格を持ち、最終報告（2006年末提出）をもって労働市場改革全体の効果についての最終的な陳述とする、
- しかしながら報告は同時に、今の段階ですでに一定の結論を出すことのできる、重要な認識を提供する。

報告は一部1～2年前に遡る状況を記述している。調査時点以降、一連の進展や変更—とくに連邦雇用エージェンシーに関して—があった。そして、有効ではないと判断されたいく

つかの規定はすでに修正が施されている。

従って学術的観点からは調査・評価期間がもっと長い方が好ましかったといえよう。同時に報告は積極的労働市場政策のうち最も重要な施策と連邦雇用エージェンシーの再編を初めて包括的に評価するものである。100人以上の研究者を抱える20以上の名立たる研究機関がこれに関与した。労働市場政策の分野における法規の有効性に関するこの検証作業は透明性および目的意識を持った政策を表している。従って同報告書については内容の多様性をそのまま受け止め—最終報告に先んじようとすることなく—批判的な議論がなされるべきである。連邦政府はこの議論を受けて立つ用意がある。

報告は2005年晩夏に提出され、まず当時の連邦経済労働省の担当部署による評価を受けている。その際、専門家らは2500頁に上る報告書と8つの個別研究を提出していた。その後、選挙と組閣によりドイツ連邦議会への提出期限はさらに延期されている。

I 政策的文脈

1. 大連立のパートナーは失業を減らすことを彼らの共通政策の中心的課題と位置づけている。連立協定には「我々はより多くの人々に仕事の機会を与えたい」と明記されている。積極的労働政策のすべての構造、施策、措置をこの要求に従って厳正に検証する必要がある。
2. この評価報告によりハルツ第I法～第III法に定める規定の有効性について最初の暫定的な現状把握を行う。連邦政府はこれを以ってドイツ連邦議会の付託に応え、中間報告とする。求職者の基礎保障（ハルツIV／失業給付II）は中間報告の対象としない。包括的な政治的議論に必要な責任ある結論と陳述は2006年末に提出される最終評価報告を待たれたい。これを基礎に2007年度に更なる積極的労働市場政策が展開されることになる。
3. アジェンダ2010にあるハルツ法により広範囲にわたる労働市場改革が実施された。目的は硬直的で非効率な構造を打破することにある。我々は（人々を）扶養するのではなく、能動的にしたい。つまり、失業の管理から離れて、断固として迅速な職業紹介の方向に向かう。この労働市場改革を成功させよう。そのために実施されているものを精査して、何が機能しているかを確かめ、機能していないものについては修正する。
4. 財源はできるだけ効果的かつ的確に投入する必要がある。措置や助成金が不透明になっていたり、効果がないとわかったところでは行動を起す必要がある。労働市場政策のなかにはこのことがすでに実行されているものもある。例えば、各雇用エージェンシーの管区に人材サービス機関を設ける義務は廃止された。また、移行援助金と起業助成金（私会社Ich-AG）を統合して一つの制度にすることは、すでに本年度中に行われることになっている。
5. 労働市場に関しては多くのことをなさなければならない。このように複雑なシステムに

関わる改革では効果は一度に現れては来ない。この限りにおいてはどっしりと構える姿勢が必要だ。これは政治のほか、経済界や労働組合が取り組まなければならない社会全体の仕事だ。労働市場の数字は少しはよくなっているが、これで安心してはいけない。これからも一層の努力が必要だ。ここで特に注目しなければならないのは25歳以下と50歳以上だ。障害を抱えた人々にも労働市場統合へのチャンスを増やしたい。

6. 労働市場改革は社会保障制度の再編に大きく寄与している。この改革には、社会国家を維持し、将来の世代のためにもその行動力を確保するという明確な目標がある。このようにして世代間の公正とわが国の将来性に重大な貢献を行う。

II 個別報告

1. 連邦雇用エージェンシー（ハルツⅢ）の改革と再編

元連邦雇用庁を「労働市場における近代的サービス機関」に再編することはハルツ改革の中心的課題だ。最終的には連邦雇用庁の改革に積極的労働市場政策の新施策の成功もかかっている。

これまでの評価から、連邦雇用庁の行動の有効性、効率、透明性が明らかに向上したことが分かった。新しい管理体制、組織的チェック機能、近代的顧客センターの設置がこれに大きく貢献している。

同時に夥しい数の積極的労働市場政策の新施策が導入されたことを考えれば、組織的再編はこれまでかなり速いテンポで滞りなく運んだといえる。また、他の国々における労働市場行政の再編と較べても、連邦雇用庁のそれはかなり速かった。例えば、英国、オランダ、オーストリアでも類似の構造改革が行われたが、90年代半ばに着手されてどれも数年はかかっている。

1.1. 雇用エージェンシーにおける顧客センターの導入

組織改革の要は将来の顧客センターだ。ここでは雇用エージェンシーを訪れたり電話をかけてくる顧客の問い合わせや要望のすべてを一カ所に集め、目的別に仕分けする。或いは簡単な用件は即座に解決することもある。

評価から、顧客センターが連邦雇用エージェンシーのサービス向上に役立つことが分かった。特に求職者と紹介者間の会話が支障なく、集中的に行われるようになった。

1.2. 職業紹介の新しい手順

顧客センターの紹介者は週労働時間の60%を（予約された）相談時間に割り当てるよう指示を受けている。評価によると、顧客と紹介者の比率が明らかに改善することを目指してはいたが人員不足から一調査の段階では一まだ目標に届いていないという。これには失業扶助

と社会扶助の統合（社会法典第Ⅱ編）の一環として行われた雇用エージェンシーと協同組織の組織上の分離も影響しているようだ。

連邦雇用エージェンシーによれば、紹介者と顧客の比率は 2004 年初めには 1 対 450 だったのが 2006 年初めには 1 対 270 になっている。また、2005 年末に、雇用エージェンシーの述べるところによれば、失業扶助 I の受給者については、紹介者と顧客の比率が平均 1 対 220 に達している。

2. 私会社（Ich-AG）と移行援助金

両制度にはポジティブな評価が下されている。これまでの評価で、移行援助金も Ich-AG も失業から抜け出すチャンスを高めるのに妥当な措置であることが分かった。

2004 年に 35 万件以上の新規起業が連邦雇用エージェンシーの支援を受けた。そのうち 48% が新しく創設された企業助成金（Ich-AG）を受けている。Ich-AG 制度の導入により移行援助金の利用が減少することはなかった。それどころか、ここでは利用者の数が近年継続的に増えているのが現状だ。

Ich-AG 制度は低い水準の資格しか持たない人々にも自立への道を開き、これまで自立への道が比較的閉ざされていたグループにも手が届くものである。これまでの評価によると、Ich-AG の利用者に関しては、移行援助金より長期失業者（大部分は僅少資格者）や女性（平均的に、比較的低い所得水準）の利用が多い。

改善の余地があるとされた点は立法機関により適宜修正されている。2004 年 11 月以降、Ich-AG に関しては一移行援助金と同様一信用性証明書の提出が義務化された。（注：評価の時点ではこの要求はまだ導入されていなかった）。

報告によれば、多くの起業家に非難されているのが、連邦雇用エージェンシーに起業相談窓口がない点だ。これについては、起業相談に応じている事務所が広く点在しており（連邦経済省、会議所、州、自治体など）、連邦雇用エージェンシーが提供するとは限らないことを指摘したい。しかしながら、様々な相談所の組織的な連携により改善する余地があることも確かだ。

移行援助金と起業助成金の統合が予定されている。これに関しては両制度の長所を引き継ぎ、『真の』創始者（起業家）のために、官僚主義的な支出増なしに、利用条件を整備することが大事だ。

3. ミニ・ジョブとメディ・ジョブ

評価によれば、ミニ・ジョブ改革はドイツ労働市場の柔軟化に向け、実質的な貢献をしている。ミニ／メディ・ジョブ分野の新規定により、企業は受注の集中期を乗り越える重要な手段を手にした。

2005 年 6 月には 670 万人のミニジョブ労働者がいた。これは 2003 年 3 月末の改革以前よ

り 260 万人多い。以前は社会保険義務のある副職就業者だった 74 万人の振替を計算に入れば、改革に起因する改革以降の伸びは 180 万人であり、そのうち 70 万人が専らの僅少就業者であり、110 万人が副職就業者だ。

ただし、失業者のためのこの雇用形態がフルタイムで社会保険義務のある雇用への掛け橋になることはなかった。しかしながら恐らく、闇労働対策の文脈で効果があったといえるかも知れない。専門家によれば、闇労働は 2004 年に初めて減少し、2005 年もこの傾向は続いているという。

2003 年末に社会保険義務のあった就業者のうち、最初の推測によると、66 万 9000 人が同法施行以後のいずれかの時期にミディ・ジョブに従事している。ミディ・ジョブ労働者の割合は東西ドイツとも同程度で、サービス分野が主だった。

ミディ・ジョブの知名度はミニ・ジョブより明らかに低い。従って使用者にとって月額給与 400 ユーロというしきい値は未だに存在するのだ。

評価の一環として行った量的分析によると、改革がなかったならば、社会保険義務のある就業者全体に占める総月収 400 ユーロ以上 800 ユーロ以下の就業者の割合は、少なくとも 2004 年 6 月までは、前年までの傾向通り減少していたであろう。しかし実際は、この形態の雇用には軽い上昇が見られる。

4. 中高年労働者の統合

連邦政府は、中高年の労働市場への統合に向けた努力はさらに強化する必要があると認識している。これはフランツ・ミュンテフェリング労働社会相による「50 プラス」政策の目標でもある。

新設の中高年失業者、及び重度障害者に対する統合助成金制度により一評価によれば一これらのグループの人々の雇用機会は増えた。

中高年の統合を促進するために新しく導入されたその他の施策（保険料ボーナス、中高年雇用者に対する所得保障、中高年の有期雇用に関する規制緩和）の成果は今のところあがってはいない。

ただし、ここで留意すべきことは、これらの施策がこれまで一般にも、また本来の対象グループである対象者および事業所にも、あまり知られていないことだ。企業に中高年を採用する動機を与えるこれらの新制度を雇用エージェンシー側からももっと積極的に宣伝することが望ましい。このため、同規定の期限は 2005 年以降に延期された。

5. 派遣労働

いわゆる労働者派遣法は 1 年の移行期間を経て 2004 年 1 月 1 日に改正された。評価報告は新規定にポジティブな評価を下している。

たとえば『給与と労働条件に関する派遣労働者と正社員の平等処遇の原則（賃金協約がそ

れに反する規則を認めている場合を除く)』が導入された。「派遣労働の有期契約の禁止」は解除された。また、派遣会社が解約通知後に再雇用を繰り返すことを禁じた「再雇用禁止」も解除された。さらに、派遣先事業所に派遣している期間の派遣会社と派遣労働者との間の雇用関係に期限を設けることを禁じた『同時進行の禁止』も廃止された。その他、最長 24 カ月という派遣期間の制限も解除された。

6. 人材サービス機関 (PSA)

各雇用エージェンシーでの PSA の設置は—評価によれば—失業者に対する第一労働市場への統合の機会を改善するために有効な手段ではなかった。2003 年と 2004 年の効果についての分析では、この仕事を基に PSA 就業者が後になって一般労働市場に統合される時期は、比較可能な他の失業者に比べて遅いことが分かった。

注目すべきは特定の地域にある PSA のなかには成功しているところもあるということだ。2005 年 6 月 1 日からは雇用エージェンシーが PSA を営む義務はなくなった。継続するかどうかは地域の関係者の判断に委ねられることになった。

7. 職業訓練の促進と職業訓練クーポン

2003 年初めより失業者にただ単に何らかの職業訓練措置が施されるだけでは済まなくなった。個々に対する統合のための予測、すなわち、職業訓練後にほぼ確実に就業できるという見通しが必要になった。ポジティブな予測を得た失業者には職業訓練クーポンが与えられる。

同様に 2003 年初めより認可されるのは、参加者の少なくとも 70%が残るという予測がつく職業訓練措置に限られている。

報告によれば、これらの制限が職業訓練を受ける人の統合のチャンスを高めているという。全体としては、職業再訓練に参加する人の数は近年大幅に減っている。

8. 民間の職業紹介と統合措置

評価報告によると、2002 年 3 月にすでに導入されていた紹介クーポンと職業紹介市場の民間への開放により—これまでのところ—求職者の労働市場への統合が改善されることはなかったという。

2003 年初めから雇用エージェンシーは運営主体に統合措置を委ねることが出来るようになった。その際、実施の具体的な内容や様式が雇用エージェンシーにより指示されることはない。評価はポジティブなものだった。報告は「この施策が参加者の統合の機会を明らかに改善した」との結論を出している。

9. 統合助成金 (EGZ)

統合助成金は最も重要で効果的な労働市場施策に数えられる。これは助成件数からも評価からも明らかだ。統合助成金とは、助成を必要とする雇用者を採用する使用者に支払われる賃金費用補助（50%まで）のことである。

評価から、助成を受けた求職者が社会保険義務のある仕事に就く機会は、比較グループの人々に比べて明らかに高いことがわかった。

10. 雇用創出措置（ABM）

ABM が第一労働市場への統合の機会を必ずしも高めることはないということは、評価以前から知られていた。同報告はこのことをもう一度確認した。前政府は—1998 年秋まで ABM に一部多額の投資が行われた後—第 14 会期にはすでに方向転換をして ABM を縮小している。今日では ABM は非常に厳しい地域労働市場を持つエージェンシー管区に集中している。

5. DGB と BDA のハルツ改革に対するスタンス（概要）

DGB（ドイツ労働総同盟）およびBDA（ドイツ使用者連盟）は、ドイツの労働市場改革について、立法の過程から施行後の評価段階に至るまで、さまざまな主張、提言、批判等を重ねており、膨大なコメントを発している。また、2006年末に発表が予定されている、連邦政府が研究者に委託したハルツ第IV法についての政策評価など、今後労働市場改革実施後の効果についての評価や制度のあり方の再検討が行われるに従って、労使の論議も引き続き活発になされると考えられる。このため、本報告では、ハルツ第IV法施行後あまり時を経ていない時点における労使の意見の概要を短く論点としてまとめ、問題の所在に関する理解の助けとしたい。

1. 労働市場改革全体について

DGB

- ・労働市場政策の施策と失業者への職業紹介の改善だけでは失業は克服されない。必要なのはむしろ失業の原因についての緻密な分析と、景気刺激策、職業教育／訓練、構造政策、国の財政政策の施策を含む包括的な構想だろう。
- ・改革により労働市場は柔軟化と規制緩和が進んだ。これが賃金水準に圧力をかけ、賃金の二極化を加速させている。

BDA

- ・ドイツが真の「雇用優先」を実現するには税制・財政・経済・社会政策そして労働法の抜本的・包括的な改革がどうしても必要だ。

2. 連邦雇用エージェンシーの組織改革について

DGB

- ・雇用エージェンシーに現代的経営システムを導入し、紹介事業における競合と第三者との協力も強化されるべきだ。

BDA

- ・使用者はBAの改革プロセスを初めから建設的に支援してきた。BAが将来的には、本業である、すなわち迅速で的確な職業紹介、紹介中心の雇用促進、賃金代替給付の保証という、失業保険の主要目的に特化した、有能で顧客中心の労働市場サービス機関になると見ている。
- ・新しい制度により効果と経済性に従って厳格な資金の投入が行われるようになった。BAはこれにより、新連立政府が決めた、2007年1月1日より失業給付保険料率を6.5%から

4.5%に引き下げる計画の基盤を自ら整えることに成功した。

3. 「ミニジョブ」に代表される非典型労働

DGB

- ・各制度が男女で異なる効果をもつことが確認された。たとえば私会社 Ich-AG の起業者やミニジョブには女性が圧倒的に多いが、男性は移行援助金や雇用統合措置の実施主体による委託事業の受益者として目立っている。
- ・とくにミニジョブの状況は目を引いている。650 万人のミニジョブ労働者の 3 分の 2 は女性だ。この仕事は一般に労働市場の本来的に未来領域であるサービス分野で生まれている。しかし、ミニジョブの急増は社会保険義務のあるフルタイム雇用への橋渡しにはなっていないのが実情だ。ミニジョブが生活を保障するには十分な所得をもたらさないことから、むしろ女性の経済的な従属性を強める結果をもたらす新しい労働市場のセグメントが生まれていると言っていいだろう。これにより労働市場の性別による分断化はさらに進むだろう。

BDA

- ・私会社 Ich-AG は、労働市場への影響がほとんどなかった。起業助成への現行の請求権は濫用を誘発しただけだった。これからは現場の紹介者が自立への経済的支援が正しいのかどうかを個別に判断すべきだろう。
- ・ミニジョブは大成功だった。簡素でわかりやすい法規、行政の関与が少ないこと、労働コストと税引き後賃金がかげ離れていないこと、これらが闇労働以外の雇用を生み出すことを、利用件数が多いという事実が証明している。

4. 職業資格の乏しい「僅少資格者」をめぐる問題

DGB

- ・目立つのは、改革のいくつかの場面で選抜者が優遇され、労働市場で特別に支援の必要な対象グループが後回しにされる危険性が見られる点だ。改革は労働市場での選抜を強化する方向に行っているように思われる。僅少資格者の競争能力を改善するという前向きな意識は見られない。選抜の強化、増大する競争圧力、支援の後退が、彼らのチャンスを奪っている。

BDA

- ・ドイツ労働市場の問題の核心は僅少資格者の構造的に固定化した高失業率だ。ドイツでは学歴のない人の失業率は職業教育を終了した人の倍、大学卒の 6 倍にもなる。国際比較でもとくに危機的状況にあるのが高い長期失業率だ。失業者の半数以上が一年以上仕事がない

い状態だ。

5. 中高年層の問題

DGB

- ・中高年層に関しては、いくつかの新しい制度ができたにもかかわらず労働市場のチャンス
を伸ばすことはできなかった。企業は採用に際してよい資格さえあれば、より若い人を選
ぶのが常だ。中高年の採用に向け大きく潮目が変わることはなかった。中高年層の社会保
障レベルは明らかに低下する一方で、労働市場への統合の施策も効果が見られない。この
ことが中高年の社会的状況を大幅に悪化させているのである。

BDA

- ・ドイツにおける大きな問題は国際比較でも中高年雇用者の労働参加率が低い点だ（2004年
は42%）。ドイツの中高年雇用者の低い労働参加率は何十年も続いた『高齢者はお断り、
若年者は歓迎』というモットーの下で行われた早期退職政策の結果だ。中高年の雇用促進
のための個々の労働市場対策だけでは路線変更は難しい。ばらばらの助成措置は成長と雇
用を促進する全体構想の中に組み込まれているのでなければ、徒労に終わるだけだ。

6. ハルツ第IV法に盛り込まれた「支援と要請」のコンセプトについて

DGB

- ・「支援と要請」には、国からの給付を得るのであれば、本人が失業状態に終止符を打つ努力
をすることを期待してもいいのではないかという考え方がある。その点について依存はな
いが、問題は、失業者にとって、1人1人が職を探す努力が、個人の努力の限界に達して
いることだ。あらゆる努力を傾けても就職ができないという状態が続いている。現状がそ
うなのであれば、こういった人たちを助ける基礎保障というのはどうあるべきかが問題と
なる。自らの努力をせよというのが要求のレベルだが、それでうまくいかない場合には支
援しようというその支援が、我々の評価ではうまく機能していないと考えている。ただし、
この制度はまだ発足して1年そこそこなので、今後これがどうなっていくかを見極めたい
うで、労働組合サイドのきちんとした提案を出していく。

BDA

- ・首尾一貫して実行すれば『支援と要請』という掛け声には長期失業者や僅少資格者を活性
化するかなりの潜在力が内包されているが、濫用・乱用効果とそれによって引き起こされ
る支出の急激な増大を抑えることも重要だ。速やかな求職活動に向けた刺激と制裁の形成
はハルツ第IV法の導入でかなりの成功したと言える。

7. 雇用エージェンシーと自治体の協力関係について

DGB

- ・ハルツ委員会では、職業紹介を、一元的にやるべきだということになっていた。しかし連邦政府は、このハルツ委員会の提案に従わなかった。アルバイトゲマインシャフト (ARGE) といわれる協同組織は、非常にうまくいっていない構造になっている。連邦雇用エージェンシーと自治体の 2 つの違う組織から人を入れて、2 つの違う組織からお金を投入することになってしまい、非常によくない苦肉の策だった。労働組合としては、一元的な職業紹介は最初から連邦雇用エージェンシーが担当するというハルツ委員会の提案を実行していればよかったと考えている。

BDA

- ・雇用エージェンシーと自治体間の権限を巡る争いには一要支援者の援助を向上させるためにも一早急に終止符を打たなければならない。失業給付 II の労働行政と自治体による協同管理は難行している。これは組織上の重複部分を減らすどころか増やしたただけだった。

8. 低賃金労働市場の形成について

DGB

- ・ミニジョブや派遣労働が既存の雇用と入れ替わるだけならば、経済全体への影響はむしろネガティブなものになるだろう。この点についてはさらに調査が必要だ。ミニジョブは低賃金セクターの再編にも影響してくる。
- ・失業は貧困から抜け出せない大きなリスクとなっている。貧困者の増加はハルツ第IV法の結果についての調査も行われて初めて証明されるだろう。

BDA

- ・本来は非常に複雑な追加的稼得制度が改善され、とくに透明性が増した。これにより報酬の低い仕事を受け入れる機運が高まった。

出所：本概要は、DGB および BDA に対するヒアリング（05 年 11 月）、および 06 年 3 月 15 日の JILPT シンポジウム「ドイツの労働市場改革 ―正と負の実像、将来への展望―」における講演内容をもとに、吉田が作成した。ヒアリング、シンポジウムとも、DGB 側はヨハネス・ヤコブ氏（ドイツ労働総同盟労働市場・国際社会政策部長）、BDA 側はユルゲン・ヴトゥケ氏（ドイツ使用者団体連盟労働市場政策部長）の発言による。

6. ドイツ労働市場改革に関するキーワード集<独日対照表>

58er-Regierungen	58 歳規定
ABM	雇用創出措置
Agentur für Arbeit	雇用エージェンシー (AA)
Aktivierung	活性化
Arbeitsamt	職業安定所
Arbeitsförderungsgesetz	雇用促進法
Arbeitsgemeinschaft	協同組織 (ARGE)
Arbeitslosengeld I	失業給付 I
Arbeitslosengeld II	失業給付 II
Bedarfsgemeinschaft	需要共同体
Bundesagentur für Arbeit	連邦雇用エージェンシー (BA)
Bundesanstalt für Arbeit	連邦雇用庁
Bundessozialhilfegesetz(BSHG)	連邦社会扶助法
Eingliederung	(労働への) 統合
Einstiegslohn	入職賃金
Entgeltsicherung	報酬保障
Entschädigung	補てん
Existenzgründungszuschuss	起業助成金 (Ich-AG 制度)
Experimentierklausel	実験条項
Fallmanager	ケースマネージャー
Fördern	支援
Fordern	要請
Grundsicherung	基礎保障
Hartz IV	ハルトツ第IV法
Haushaltsgemeinschaft	家計共同体
Hilfe	扶助
Hilfebedürftigen	要扶助者
Hilfebedürftigkeit	要扶助性
Ich-AG	私会社
Jobcenter	ジョブセンター
Kinderzuschlag	児童手当
Kombilohn	コンビ賃金
Leistung	給付
Leistungsmissbrauch	給付濫用
Mehraufwendungen	追加支出
Mehrbedarf	追加需要
Ombudsrat	諮問会議
Optierende Kommunen	認可自治体
Pauschalisierung	定型化
Personal-Service-Agentur	人材サービスエージェンシー(PSA)

Regelsatzverordnung	法令
SAM	構造改革措置
Sozialgeld	社会給付
Sozialgesetzbuch(SGB) II	社会法典第II編
Sozialgesetzbuch(SGB) III	社会法典第III編
Sperrzeit	停止期間
Träger	運営主体 (担い手)
Überbrückungsgeld	移行援助金
Vermittlung	(職業) 紹介
Zumutbarkeit	期待可能性
Zusatzjob	追加的ジョブ
Zuverdienst (Hinzu-)	追加的稼得

労働政策研究報告書 No. 69

ドイツにおける労働市場改革 ―その評価と展望―

発行年月日 2006年9月8日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23

(編集) 国際研究部 TEL:03-5903-6319

(販売) 広報部成果普及課 TEL:03-5903-6263

FAX:03-5903-6115

印刷・製本 有限会社 太平印刷

©2006

* 労働政策研究報告書全文はホームページで提供しております。(URL:<http://www.jil.go.jp/>)